

改正後	改正前
<p>（法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第二条 法第三十二条第一号（法第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第三号を除く。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定</p> <p>六 （略）</p> <p>七 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（<u>第三号を除く。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定</p> <p>八 （略）</p>	<p>（法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第二条 法第三十二条第一号（法第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定</p> <p>六 （略）</p> <p>七 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定</p> <p>八 （略）</p>